

新しい公共支援事業終了後の成果報告・評価の方法について

1 背景

新しい公共支援事業については、ガイドラインにおいて成果のとりまとめと公表、評価の実施のために必要な事務及び監査等について、平成25年9月30日まで実施することができる」とされている。

また、平成24年8月29日に行われた関東甲信越静岡ブロック新しい公共支援事業連絡調整会議において、内閣府からは、事業仕分けにおいて事業の検証について指摘されていることから、各県においても新しい公共支援事業の成果の共有に努めていたいただきたいという発言があった。

よって、新しい公共支援事業終了後の成果や評価の方法について、検討する。

2 評価対象

- (1) 支援事業によって行われた各事業
- (2) 事業計画、選考プロセス

3 実施方法

(1) 実績レポートの作成 (職員)

平成25年4月～6月

- ・ N P O 協働推進課の職員が、実績報告書からの抽出や各団体へのヒアリングにより、事業内容、実績、成果をまとめたレポートを作成する。

(2) 成果報告会の開催

平成25年6月

- ・ 各事業者による成果報告会を開催する。モデル事業とそれ以外に分けて2日間を想定

(3) 評価の作成 (運営委員)

平成25年6～7月

- ・ 運営委員は、職員がまとめたレポート及び成果報告会の結果をもとに、各事業を分担して評価（1事業あたり800字程度）を記入してもらう。
- ・ 委員長には、事業全体の総括的な評価及び事業計画、選考プロセスに対しての評価を記入してもらう。

(4) 報告書の作成

平成25年8～9月

- ・ 実績レポートと評価、各事業の写真などを使って原稿を作成し、成果・評価報告書を委託により作成する。